平成２１年（フ）第６１号
宮崎県日南市大字東弁分乙17番地６
破産者　竹井　政枝
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
沖縄県浦添市伊祖３丁目７番２―206号　マンションおやふそ
破産者　照屋　徳明
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第８３５号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里３丁目３番16号
破産者　松橋　正男
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８０６号
盛岡市玉山区渋民字泉田10番地　グラース・エル201号、旧住所東京都八王子市南大沢４丁目10番地　シティハイツ南大沢２号棟504号室
破産者　髙橋　秀樹
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１８８５号
仙台市青葉区上愛子字大道８番地の６
破産者　佐藤加代子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４２号
宮城県亘理郡亘理町字北新町20番地８
破産者　須藤　　進
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２８８号
宮城県大崎市古川西館３丁目１番30号
破産者　齋藤　秀三
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目12番18号
破産者　佐藤ひろみ
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
宮城県加美郡加美町字石原37番地４
破産者　大累　祐喜
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
秋田県能代市浅内字浅内30番地
破産者　梅田　吉亮
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第７５号
秋田県能代市河戸川字上大須賀28番地
破産者　三浦　　健
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第６４号
福島県郡山市安積町荒井字上荒井田20番地の１　サンハイツ安積Ａ―301号
破産者　波田野浩典
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉２丁目９番１号
破産者　野村　貞夫
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４１９号
群馬県高崎市北原町111番地５
破産者　高橋　隆男
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２０号
群馬県高崎市北原町111番地５
破産者　高橋トシ子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６２２号
金沢市長町２丁目３番29号
破産者　八日市屋典之
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６２３号
金沢市つつじが丘80番地、従前の住所金沢市久安３丁目455番地
破産者　八日市屋政裕
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
名古屋市中村区稲上町２丁目65番地　マンション利兵103号、開始決定時の住所名古屋市中村区東宿町２丁目５番地
破産者　安藤　智章
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８４号
愛知県小牧市新町２丁目85番地　太平コーポラスⅡ405号
破産者　岩田良根こと　金　　良根
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部